

電子提供措置の開始日 2026年6月3日

第23回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会計監査人の状況
その他会社の状況に関する重要な事項
会社の体制および方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第23期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

サクサ株式会社

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました東光監査法人は、2025年6月26日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。なお、東光監査法人は、監査法人の種類の変更により、2025年7月2日付で東光有限責任監査法人となっております。また、同株主総会で新たにアーク有限責任監査法人が会計監査人として選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 経営体制の維持運用を図りつつ効率化および高度化を推進する。
 - ① 経営の監督と執行の分離を徹底するため、ガバナンス改革を継続実行する。
 - ② 当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの維持運用を図りつつ効率化および高度化を推進する。
 - (2) 当企業グループにおけるコンプライアンス意識の更なる向上、醸成を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの取締役および使用人に対してはガバナンス研修およびコンプライアンス研修を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を徹底する。
 - (3) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社内部統制担当執行役員、統括部門：当社リスク管理部門）および法令違反やハラスメント等の通報、相談窓口であるコンプライアンスホットラインを設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
 - (4) コンプライアンスホットラインに相談または報告のあった事項については、コンプライアンスホットラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。

なお、情報提供者に対してコンプライアンスホットラインへの通報およびコンプライアンスホットラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした不利益な取扱いを行わないものとするとともに、情報提供者の情報を秘匿する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行状況を示す重要な情報および職務執行、意思決定に係る以下の文書（電子記録を含む。）については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。
 - ① 株主総会議事録と関連資料
 - ② 取締役会議事録と関連資料
 - ③ トップマネジメント委員会実施報告書と関連資料
 - ④ 経営会議議事録と関連資料
 - ⑤ 社内稟議書と関連資料 他

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
 - (2) 当企業グループ各社はリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当社のコンプライアンスを統括する部門に報告する。当該部門は、各社の報告内容を取りまとめ、当社のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に定期的に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察等・弁護士）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。また、不正な資金洗浄（マネーロンダリング）や利益供与など、反社会的活動や公序良俗に反する行動に関与しない。
 - (3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の職務の補助にあたらせる。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
前項の監査役の職務の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。

9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
- (2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
 - ① 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ② 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ③ 当社の監査役から報告を求められた場合
- (3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
- (4) 上記(2)および(3)の報告をした者に対して、当該報告を理由とした不利な取扱いを行わないものとする。
- (5) コンプライアンスホットラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
- (2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
- (3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

当社の2025年度における内部統制システムの運用状況は次のとおりであり、適正に運用されている。

1. (1)

- ① 経営の監督と執行の分離による監督機能として、基軸となる経営者の選解任および経営者の業績評価・報酬決定にあたり、社外取締役を中心とする独立した指名委員会および報酬委員会を設置し、独立した客観的な立場での監督機能としている。

再発防止策の策定およびその進捗に対する監督・モニタリング機能として、社外取締役を中心として全役員で構成するトップマネジメント委員会を設置し、取締役会の活性化、高度化を図っている。

- ② 当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの維持運用を統括する部門である、総務部が以下の諸施策について推進を行っている。

取締役会に対して、本基本方針および運用状況報告、リスクマネジメント報告、子会社モニタリング状況報告を実施している。

当企業グループ各社に内部統制担当役員を置き、総務部主管の「内部統制連絡会」を運営し、当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの維持運用を実施している。

(2)

- ① 不適切な会計処理を機に刷新した「企業理念」「ビジョン」「行動指針」「行動憲章・行動規範」を「サクサグループが目指す価値観」として周知徹底を図っている。

具体的には、社内イントラネットへの掲載、行動指針ハンドブック、ビジョン/行動指針を示したカードを派遣社員含めて全社員へ配布し、啓蒙ポスターを当企業グループ各社に掲示している。

- ② 当企業グループの新入社員および中途入社者に対して入社時に「行動憲章・行動規範」を教育し、コンプライアンスを理解させた。
 - ③ 2025年6月、9月、12月、および2026年2月に当企業グループの全役員・全社員を対象に、研修用動画によるコンプライアンス研修をオンデマンド方式で実施した。実施後には理解度を確認するためにテストを実施し、全受講者が理解したことを確認した。
 - ④ 2025年11月に、当企業グループの全役員等を対象として外部弁護士による役員ガバナンス研修を実施した。
 - ⑤ 上記の教育以外に当企業グループの全役員・全社員を対象に、環境管理、情報セキュリティおよび輸出管理に関する教育を実施し、必要な知識を習得させた。
- (3) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会であるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、2025年度は、リスクマネジメントの状況、グループ会社による会社法および取締役会規程違反、労働災害、建設業違反等について報告、審議した。
- (4) 当企業グループの全役員・全社員を対象に、e-learningを利用して、内部通報制度を周知した。
2. 取締役の職務の執行状況を示す重要な情報は、会社法、金融商品取引法等の法令および社内規程に基づき作成され、法令ならびに情報セキュリティ基本マニュアル、文書管理規程および文書保存・廃棄要領等の社内規程に基づき保管、保存、廃棄の管理がなされている。
3. (1)
- ① 総務部が当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括している。
 - ② リスクマネジメント規程、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程に基づきリスクマネジメント体制を運用した。
 - ③ リスクマネジメントに関わる各種方針等については、ホームページに掲載し、当企業グループ内外に周知した。
 - ・サクサグループ人権方針
 - ・サクサグループ情報セキュリティ基本方針
 - ・個人情報保護方針
 - ・サクサグループ環境方針
 - ・サクサグループ品質方針
 - ・ハラスメントに対する基本方針
 - ・ダイバーシティ&インクルージョン推進の方針
 - ・サクサグループ健康経営宣言 等
- ※当社は、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する健康経営優良法人認定制度において、昨年に引続き「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定された。
- (2) 2025年度上期の当企業グループ全体のリスクマネジメント状況は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告している（2025年11月）。
- 2025年度下期の当企業グループ全体のリスクマネジメント状況は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告している（2026年5月）。

4. (1)

- ① 職務分掌規程に基づき職務の分掌を、また、職務権限規程に基づき各職位の権限および責任を、それぞれ明確にし、意思決定の迅速化を図っている。
- ② 当社および子会社の経営の重要事項については、取締役会において慎重、かつ、迅速な意思決定を行っている。

(2)

① 取締役会運営の効率化高度化

取締役会、トップマネジメント委員会において、会議体運営の効率化、高度化を目的に、以下の施策を行っている。

- ・付議事項の見直し
- ・資料は極力簡素化を図り、原則取締役会等の開催2日前までに取締役、監査役に提供

② その他

リモートオフィス環境を整えてテレワークを実現し、また、電子決裁システムを運用して、効率的に職務を執行している。

5. (1)

- ① 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を総務部とし、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を運営することで、当企業グループのリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括するとともに、当企業グループ各社にリスク責任者およびリスクマネジャーを選任して、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの教育を実施し、法令、定款および社会倫理を遵守している。

- ② 当企業グループ各社から内部統制システムの整備に関する基本方針確認書を提出させ、基本方針を遵守することならびに基本方針に反する社内制度および行動を検出した場合は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告するとともに当該会社における制度等の見直しを徹底した。

- ③ 更なるコンプライアンス意識および会計リテラシーの向上を図るため、以下の教育を行った。
「コンプライアンス研修」、「役員ガバナンス研修」、「内部通報制度教育」、「マネジメント教育」、「会計教育」

- (2) 反社会的勢力への対応は「行動規範」に明記しており、それに基づき対応を実施した。

外部専門機関（警察等、弁護士）との窓口は総務部が担当している。

2025年度は反社会的勢力に関する問題は発生していない。

(3)

① 監査室の位置づけ

ア. 監査室を代表取締役社長の直轄とし、内部監査部門の独立性が担保されている。

イ. 監査室長の人事は監査役会の同意事項とし、経営者不正に対する内部監査の独立性と客観性を確保している。

② 内部監査における発見事項と報告ルールの明文化

ア. 内部監査における発見事項（指摘事項、懸念事項、改善事項、留意事項）および提案型改善事項

(コンサルティング的発見事項)の全てを監査報告書に記載している。

イ. 監査室の監査報告書は代表取締役社長宛に提出している。また、監査報告書の写は取締役、監査役、会計監査人および監査対象先の社長、管掌役員、責任者ならびに監査室長が送付先として適切と判断した宛先に対して送付している。

ウ. 代表取締役社長への報告前に監査役へ監査報告書を提出している。

③ 内部監査要員の強化

ア. 当社の内部監査部門の要員はグループ内異動者(4名)キャリア採用(6名)で構成されており、監査人として求められる有資格(公認内部監査人、公認不正検査士、公認情報システム監査人等)を保有するとともに、外部講習会・研修会を活用し、監査人の知見を広げ、専門性を高めている。

④ 監査役、会計監査人との連携強化

ア. 監査役と監査室、会計監査人と監査室は毎月定例会を設け、運用の整合や情報交換等を行っている。また、グループ監査役会(四半期毎)にも監査室が出席し、連携強化を図っている。

イ. 共有すべき報告事項は都度打合せを実施し、三様監査の連携強化を図っている。

6. ① グループ子会社管理規程を制定し、グループ子会社の自主運営、グループ子会社における主体的な経営計画の策定・進捗管理、グループ間取引の取引基準、経営会議での審議事項、経営企画部による定期的なグループ子会社の業績評価の実施等を規定化している。

② グループ子会社におけるグループ経営体制強化の一環として、四半期ごとに経営会議において子会社のKPI(売上・営業利益・売掛金・棚卸資産等)のモニタリングを実施し、取締役会に報告を行い、グループ子会社の管理監督状況のモニタリングを実施している。

7. 補助すべき使用人の要求はなかった。

8. 該当しない。

9. (1)

① 監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会、および財務報告に係る内部統制委員会に出席し、重要事項に関する意思決定を確認している。

また、会計監査人および監査室との連携会議(三様監査)を充実させた。

② 取締役会の監督機能強化策であるトップマネジメント委員会に参加し取締役間の意見交換および議論についてモニタリングを行った。

(2) 監査役と子会社監査役ではグループ会社監査役連絡会を実施した。

報告すべき事項は、都度報告することとしている。

2025年度は①および③に関する報告事項は発生していない。②については、会計監査人からサクサテクノ株式会社での取締役会の対面開催頻度の法令違反を指摘されたため、取締役会の開催状況を子会社監査役からの報告事項に追加した。

(3) 当社の部門長は、原則として年2回定期的に監査役に業務執行状況について報告している。

その他の子会社については、各会社単位で原則として年2回、監査役による業務監査が実施され、その際に業務執行状況について報告している。

- (4) 該当なし。
 - (5) 総務部より毎月、内部通報の状況を監査役に報告している。
- 10.(1) 監査役は、稟議書、重要な会議資料など、必要に応じて閲覧し、取締役の業務執行を監査している。
- (2) 2020年度に強化した会計監査人および監査室との以下三様監査連携強化策により運用している。
 - ① 内部監査結果を監査役、取締役および会計監査人に報告することを規程に明記した。
 - ② 会計監査人から監査役への四半期レビューを、監査室長の同席とし三様監査を充実させた。
また、四半期レビュー以外にKAM（監査上の主要な検討事項）、J-SOX（内部統制報告制度）の進捗等の情報共有、内部監査情報に関する意見交換および期末ミーティングを実施した。
 - ③ グループ会社監査強化策として2020年度より会議開催数を年2回から年4回にしたグループ会社監査役連絡会に監査室長が同席することとし、監査室からJ-SOX（内部統制報告制度）の対応状況を報告する等、グループ会社の三様監査の強化も実行した。
 - ④ 会計監査人から年2回監査役へのヒアリングを実施して意見交換を強化している。
 - (3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求している。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適當なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量取得行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外取締役の意見を尊重したうえで、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について取組んでおりません。

また、成長投資、株主還元および財務体質の健全化のバランスを確保しながら、経営資源を配分し最適な資本構成を維持することを基本的な考え方とし、当企業グループの持続的な企業価値向上に努めてまいります。

さらに、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取組んでまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年6月26日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって当社の株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を廃止いたしました。当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のため、これを損なうおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量取得行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2（1）の取組みは、当社の基本方針および中期経営計画に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、上記2（2）の取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、これを損なうおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合における、大量取得行為に関する情報提供の要求および関係法令の許容する範囲内における適宜適切な措置の実施等を定めるものであることから、当社の基本方針に沿うものであり、かつ会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	10,836	5,890	13,144	△1,381	28,489
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,623		△1,623
親会社株主に帰属する当期純利益			1,375		1,375
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		19		59	78
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	19	△247	55	△172
当 期 末 残 高	10,836	5,909	12,896	△1,325	28,316

区 分	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	1,092	1,182	2,275	30,764
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△1,623
親会社株主に帰属する当期純利益				1,375
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				78
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	402	1,733	2,135	2,135
当 期 変 動 額 合 計	402	1,733	2,135	1,963
当 期 末 残 高	1,495	2,915	4,410	32,727

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

株式会社システム・ケイ、株式会社ソアー、株式会社ニューテック、サクサテクノ株式会社、サクサビジネスシステム株式会社、株式会社ITストレージサービス

(注) 当社は、株式会社ニューテックの普通株式の公開買付けを2025年12月19日から2026年2月9日の期間で実施し、2026年2月17日付で同社を連結子会社化いたしました。また、同社の子会社である株式会社ITストレージサービスも同日付で連結子会社化しております。その後、2026年3月25日付で株式会社ニューテックの全株式を株式売渡請求により取得し、両社を完全子会社化したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ニューテックおよび株式会社ITストレージサービスの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

a 商品及び製品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- b 仕掛品
 - 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
 - c 原材料及び貯蔵品
 - 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - a 機器組込みソフトウェア
販売可能な見込有効期間に基づく償却方法
 - b 自社利用ソフトウェア
自社における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
 - c 上記以外の無形固定資産
定額法
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - ④ 長期前払費用
定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 製品保証引当金
出荷済製品のアフターサービス費用等の発生に備え、売上高に製品保守費の実績割合を乗じた相当額に将来の保証見込みを加味した額を計上しております。
 - ③ 賞与引当金
従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ④ 役員賞与引当金
役員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ⑤ 解体費用引当金
建物等の解体に伴い発生する支出に備えるため、今後発生が見込まれる費用の見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
当社、株式会社ソアーおよびサクサテクノ株式会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法
当社、株式会社ソアーおよびサクサテクノ株式会社は、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による按分額を翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当企業グループは、「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。〕および「収益認識に関する会計基準の適用指針」〔企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正〕を適用しており、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
 - ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
 - ・ステップ3：取引価格を算定する
 - ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
 - ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する
- ① 製品の販売
製品販売については、顧客との契約に基づき製品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

- ② 保守サービス
保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスに対する支配は一定の期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。
 - ③ 受託開発
受託開発による取引については、開発期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて収益を認識しております。開発完了時に一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、受託開発に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。
 - ④ 複数要素取引
契約において、製品の販売や保守等のサービスの提供の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。
 - ⑤ 代理人取引
当企業グループが製品またはサービスの仕入および販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料に見合う収益を営業収益として認識しております。
 - ⑥ 有償受給取引
当企業グループの有償受給取引について、支給された資材に対する支配が当企業グループに移転していないと判断される場合には、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。
なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
外貨建債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。
 - ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

- ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
デリバティブ取引の実行および管理は社内権限規程に基づき行っております。
- (7) のれんの償却方法および償却期間
10年間で均等償却しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より表示方法の変更をしております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度の期首より、従来「売上高」としていた表示科目を「営業収益」に変更しております。また、この変更に伴い「営業収益」の内訳を、「売上高」、「不動産賃貸収入」に区分掲記しております。これは、当連結会計年度の期首より当企業グループの不動産賃貸収入の金額的重要性が増したため、表示方法の変更を行ったものであります。

III. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 機器組込みソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

機器組込みソフトウェアの減価償却費	358百万円
機器組込みソフトウェア	841百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

機器組込みソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、販売可能な見込有効期間に基づく償却額を計上しております。

また各年度の未償却残高が、翌連結会計年度以降の見込販売収益の金額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用または損失として処理しております。

②主要な仮定

見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は、見込販売数量であります。見込販売数量は過去の販売実績等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

情報通信ネットワーク関連市場は技術革新のスピードが早く、急速な技術革新の進展や激しい競争にさらされており、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いでおり、陳腐化のリスクがあります。

上記のとおり、主要な仮定である見込販売数量は市場環境の変化に影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、情報通信ネットワーク製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、当連結会計年度の連結計算書類に計上されている機器組込みソフトウェア841百万円の範囲内で、一時に費用または損失が発生する可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,530百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度において、株式会社ニューテックの株式を取得し、連結子会社化しております。

当該企業結合取引により生じたのれんは、今後の事業展開によって期待される既存事業に係る超過収益力から発生したものであります。当連結会計年度の決算では、識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、当連結会計年度末時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

暫定的な会計処理の結果認識されたのれんは、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出しております。株式の取得原価は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から算定された株式価値を基礎として決定しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎とした売上高成長率を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末において、のれんは、減損の兆候はないと判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,202百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2. 受取手形裏書譲渡高 ー百万円

3. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約

(1) 株式会社ソアーの株式取得について

当社は、株式会社ソアーの株式取得に関連する必要資金の調達のため、複数の金融機関と金銭消費貸借契約（契約総額2,000百万円、当連結会計年度末の借入実行残高1,167百万円）を2024年10月にそれぞれ締結しております。当該契約には、主に以下の財務上の特約が付されております。

- ① 2025年3月期決算以降、各年度の決算期における連結の損益計算書上の営業利益、受取利息、受取配当金および減価償却実施額の合計額が正の値であり、かつ、その額で有利子負債額を割った値が7倍以下であること
- ② 2025年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して0円未満にしないこと
- (2) 株式会社ニューテックの株式取得について
- 当社は、株式会社ニューテックの株式取得に関連する必要資金の調達のため、金融機関と金銭消費貸借契約（契約総額5,500百万円、当連結会計年度末の借入実行残高4,900百万円）を締結しております。当該契約には、以下の財務上の特約が付されております。
- ① 契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各会計年度に係る連結の貸借対照表上の純資産の部の合計額を、2025年3月に終了する決算期又は当該決算期の前決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上とすること
- ② 契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各会計年度に係る連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して0円未満にしないこと
- ③ 各年度決算期の末日における連結の損益計算書及び連結の貸借対照表において、以下の計算式の基準値が7倍を上回らず、かつ、正の値に維持すること
- <計算式>基準値＝総有利子負債額÷EBITDA
- ※総有利子負債額とは、短期借入金、1年内返済長期借入金、1年内償還社債、長期借入金、コマースーパー、リース債務、設備支払手形及び社債(新株予約権付社債を含む。)の合計をいう
- ※EBITDA＝営業利益＋減価償却費(リース減価償却費を含む。)+長期前払費用償却費＋買収関連費用(営業利益から控除されており、かつ、借入人及び対象会社の事業計画に記載されている一時的な費用に限る。)-リース負債返済額

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	6,244,962	—	—	6,244,962

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

連結注記表

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	455,952	580	19,500	437,032

- (注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求580株による増加であります。
 2. 自己株式数の減少は、2025年6月26日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分19,500株による減少であります。
 3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	955	165.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	667	115.00	2025年9月30日	2025年12月12日

- (注) 1. 2025年6月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、当企業グループ設立20周年記念配当30円が含まれております。
 2. 2025年11月13日取締役会決議による1株当たり配当額には、特別配当50円が含まれております。
 3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,103	190.00	2026年3月31日	2026年6月26日

- (注) 1. 2026年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当120円が含まれております。
 2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年6月26日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として2025年7月25日付で自己株式19,500株の処分を行いました。また、単元未満株式の買取も行った結果、当連結会計年度において自己株式が55百万円減少し、当連結会計年度末において自己株式が1,325百万円となっております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達は銀行等金融機関からの借入などによります。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、回収管理によって低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金・設備投資資金・株式取得資金であり、償還日は、決算日後最長5年です。一部の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。

なお、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	3,535	3,535	－
関係会社株式	－	－	－
資 産 計	3,535	3,535	－
(2) 長期借入金	1,716	1,714	△2
負 債 計	1,716	1,714	△2

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「買掛金」および「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいものであることから、注記を省略しております。

2. 「預り保証金」（固定負債：その他に含む）については営業取引に係るものであり、これらはあらかじめ返済期日が定められたものではなく、取引先との取引終了や返済要請に応じて随時返済するものであるため、短期間で返済する場合と同様に時価は帳簿価格にほぼ等しいものであることから、注記を省略しております。

3. 市場価格のない株式及び投資事業組合への出資金等の連結貸借対照表価額は次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等(*1)	
その他有価証券(非上場)	306
関係会社株式（非上場）	－
投資事業組合等への出資金(*2)	52
合 計	358

(*1) 市場価格のない株式等は、非上場株式等が含まれており、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

	時 価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式(上場)	3,535	－	－	3,535
資産計	3,535	－	－	3,535

(2)時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時 価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式(上場)	－	－	－	－
資産計	－	－	－	－
長期借入金	－	1,714	－	1,714
負債計	－	1,714	－	1,714

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場会社は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入の実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、本事項において、連結貸借対照表で「短期借入金」に含まれる、1年内返済予定の長期借入金を当該「長期借入金」に含めて記載しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

当企業グループでは神奈川県その他地域において、賃貸用の土地および建物を有しております。

なお、当該不動産の一部については当企業グループが使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	4,264	27,600
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,401	1,222

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却費累計額および減損損失累計額を控除した金額です。

2.期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額等です。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度より、顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、当企業グループの事業内容を適切に表示するために表示方法を変更しております。

この変更に伴い、当企業グループの営業収益は、「サクサブランド事業」、「OEM事業」、「システム事業」および「有機ELデバイス事業(有機ELデバイス、その他)」の4つの種類に分解し認識しております。

(単位：百万円)

	一時点で移転 される財	一定の期間に 渡り移転される サービス	合計
サクサブブランド事業	14,541	303	14,845
OEM事業	17,655	21	17,677
システム事業	5,551	718	6,269
有機ELデバイス事業 (有機ELデバイス、その他)	5,108	—	5,108
顧客との契約から生じる収益	42,857	1,043	43,900
その他の収益	—	198	198
外部顧客への営業収益	42,857	1,242	44,099

(注) 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入は、「その他の収益」に含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当企業グループは、サクサブブランド事業、OEM事業、システム事業および有機ELデバイス事業（有機ELデバイス、その他）において、それぞれ製品の販売、保守等のサービス提供、システムの受託開発等を行っております。

(1) 製品販売

当企業グループは、主として情報通信システム機器の製品販売を行っており、製品販売において顧客との契約に基づき製品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品などを控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

当企業グループの製品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(2)保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスについては、当企業グループは、これらの機器を常時利用可能な状態にすることが顧客との契約に基づいた履行義務であると判断しており、従って、これらの収益は、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。

これらのサービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(3)受託開発

当企業グループでは、システム等の受託開発を行っております。

受託開発による取引については、(a)当企業グループの履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当企業グループの履行が資産を創出するかまたは増価させその創出または増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当企業グループの履行が他に転用できる資産を創出せず、当企業グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、受託開発に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

これらの受託開発に係る対価は、収益を認識した時点から主として6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(4)複数要素取引

当企業グループにおいて、契約の中に機器の販売に際し、顧客に対して機器の販売とその後の保守等のサービスの提供が一つの契約に含まれる複合取引を行っております。

当該複合取引について、当企業グループは、顧客がその機器または保守等のサービスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができ(すなわち、当該製品または保守等のサービスが別個のものとなり得る)、かつ、機器またはサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である(すなわち、当該製品またはサービスが契約の観点において別個のものである)と判断しているため、機器の販売と保守等のサービスの提供は、別個の履行義務として識別しております。

その提供の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

(5)代理人取引

当企業グループが製品またはサービスの仕入および販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料を営業収益として認識しております。当企業グループが当該製品またはサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かの判断にあたっては、(a)当該財またはサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している、(b)当該財またはサービスが顧客に移転される前、または支配が顧客へ移転した後に在庫リスクを有している、(c)当該財またはサービスの価格の設定において裁量権があるか否かを考慮しております。

(6)有償受給取引

有償受給取引については、当企業グループとしては支給材に対して支配を有しておらず、支給した資材の余材は、支給元が買い戻すこと、もしくは処分に伴う損失の支給元負担について契約上で保証していると判断できるため、加工代相当額のみを純額で収益として認識することとしております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約により生じた債権、契約資産及び契約負債

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約により生じた債権	10,861
契約負債	2,828

1. 契約負債は、顧客からの前受金および上記の製品と保守等のサービスをまとめて提供している複合取引において、未だ顧客に提供していないサービスに対して支払いを受けた対価であります。契約負債は連結貸借対照表における流動負債の「前受金」に含まれております。
2. 当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した営業収益の金額は363百万円です。
3. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した営業収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約における残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

1年以内	1,008
1年超	1,763
合計	2,771

- (注) 1. 当企業グループにおいては、上記を除いて個別の契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を使用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。
2. 株式会社ニューテックおよび株式会社ITストレージサービスの残存履行義務に配分した取引価格につきましては、両社の決算日は2月28日であり、かつみなし取得日を2026年2月28日としているため、同日時点の貸借対照表を集計しております。詳細は、連結計算書類の連結注記表「その他の注記（企業結合等関係）」をご参照ください。

IX. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,878円33銭
2. 1株当たり当期純利益 79円00銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算定しております。

X. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社が神奈川県相模原市に保有する不動産を譲渡することを決議し、2025年5月9日付で不動産売買契約を締結しました。

1. 譲渡の理由

保有資産の有効活用を図る目的で保有する固定資産の譲渡を行うものであります。

2. 譲渡資産の内容

- (1)資産の名称 土地
- (2)所在地 神奈川県相模原市
- (3)資産の内容 土地面積 53,720.18㎡
- (4)譲渡益 23,244百万円
- (5)現況 賃貸

(注)1. 譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先との取り決めにより開示を控えさせていただきます。

2. 譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額、譲渡にかかる費用等の見積り額を控除した概算額であります。

3. 譲渡先の概要

- (1)名称 三菱地所株式会社（2025年5月9日時点）
- (2)所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビル
- (3)代表者の役職・氏名 執行役社長 中島 篤
- (4)当社と譲渡先の関係 当該不動産を賃貸しておりました。なお、関連当事者への該当状況はありません。

(注)なお、三菱地所株式会社は、2026年3月30日付で、本契約における地位、権利および義務を橋本デベロップメント特定目的会社へ譲渡したため、2025年5月9日公表の「固定資産の譲渡および特別利益（固定資産売却益）の計上に関するお知らせ」に記載の譲渡先から変更しております。

- (1)名称 橋本デベロップメント特定目的会社
- (2)所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京会計事務所内
- (3)代表者の役職・氏名 取締役 名古屋 秀和
- (4)組成年月日 2026年2月3日
- (5)出資額 28,400百万円（2026年3月31日時点）
- (6)三菱地所株式会社との関係 三菱地所株式会社が優先資本金を100%出資し、特定資産の譲受並びに管理および処分に係る業務を目的とする特定子会社

4. 譲渡の日程

- (1)取締役会決議日 2025年5月9日
- (2)契約締結日 2025年5月9日
- (3)物件引渡期日 2026年4月1日

5. 今後の見通し

2027年3月期決算において固定資産売却益を特別利益に計上する見込みです。

(株式分割および定款の一部変更)

当社は、2025年12月25日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式の分割および定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1)分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	6,244,962株
今回の分割により増加する株式数	12,489,924株
株式分割後の発行済株式総数	18,734,886株
株式分割後の発行可能株式総数	72,000,000株

3. 株式分割の日程

基準公告日	2026年3月16日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

5. 定款の一部変更について

(1)定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2)定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2千4百万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 7千2百万株とする。

(3)定款変更の日程

取締役会決議日 2025年12月25日

効力発生日 2026年4月1日

6. その他

(1)配当金について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(2)資本金の額の変更について

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

XI. その他の注記

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当社およびサクサシステムエンジニアリング株式会社は、2025年8月8日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であるサクサシステムエンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことをそれぞれ決議し、同日付けで合併契約を締結し、2025年10月1日付で同社を吸収合併いたしました。

なお、本合併は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併、サクサシステムエンジニアリング株式会社においては会社法第784条第1項に基づく略式合併に該当するため、それぞれの合併契約に関する株主総会の承認を受けずに行ったものです。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 サクサシステムエンジニアリング株式会社

事業の内容 IPネットワークを中心とした組込み機器・クライアントアプリケーションのソフトウェア開発

(2) 企業結合日

2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、サクサシステムエンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

① 合併の目的

当社は、2024年5月に公表した中期経営計画「共に創る未来」の基本方針に基づき、グループの開発体制強化と持続的成長の実現を目的として、本合併を行うことといたしました。

本合併により、開発のスピードアップ、資源の適正な配置、技術継承の推進、開発業務の効率向上を図るとともに、変化する新たな技術への対応力を強化します。また、グループ内の開発機能を一体化することで、より戦略的かつ迅速な製品・サービスの提供を目指します。

② 合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、合併による株式の割当ておよび金銭その他の交付はありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

（取得による企業結合）

当社は、2025年12月18日開催の取締役会において、株式会社ニューテックを連結子会社化することを目的として、同社の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、本公開買付けを2025年12月19日から2026年2月9日の期間で実施しました。その結果、当社は本公開買付けの決済の開始日である2026年2月17日付で株式会社ニューテックの普通株式1,815,103株を取得し、当社の同社に対する議決権所有割合は93.30%に達したことから、同日付で同社を連結子会社化いたしました。

本公開買付けの実施により、当社は同社の特別支配株主となったことから、同社株式を非公開化することを目的とする取引の一環として、2026年2月19日付で会社法第179条第1項に基づき、当社および同社を除く同社の株主の全員に対し、その所有する同社株式の全部を当社に売り渡すことを請求する旨を同社に通知し、同社取締役会の承認を受けました。この結果、2026年3月25日付で同社の普通株式122,451株を追加取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ニューテック
事業の内容	サーバーに接続するストレージ(外部記憶装置)本体および周辺機器の開発、製造、販売およびサポート
資本金	496百万円

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ニューテックは、当企業グループが製造するビジネス向けファイルサーバに採用しているハードウェアおよびRAIDカードの製造元であり、当企業グループの製品を製造する上で極めて重要な取引先の一社であることを踏まえ、技術力および品質の信頼性が高いと判断しております。また、同社のストレージ技術や顧客に寄り添ったサポート体制は株式会社システム・ケイが注力している映像ソリューションビジネスと非常に高い親和性を持っており、特に信頼性を求められる領域において相互営業を通じた市場開拓に加え、両社のノウハウやテクニカルサポートを組み合わせることで、映像・AI・ストレージを統合した高度なソリューションを提供し、顧客にとって大きな魅力となるサービスを生み出すことができます。

同社が当企業グループに参画することで、単なる製品供給にとどまらず、当社および当企業グループが持つ技術力・販売力・人財力を相互に補完し合うことができ、新たな市場価値を共に創り出していくための戦略的基盤となり、中期経営計画における成長戦略の柱である「バリューチェーン変革」を具体的に前進させ、既存事業の付加価値向上のみならず、将来の事業拡大を着実に実現するための重要なステップになると考えております。

今回の株式取得により、生産性の向上および事業拡大を図ってまいります。

(3) 企業結合日

株式取得日：2026年2月17日（本公開買付けの決済の開始日）

みなし取得日：2026年2月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前の議決権比率 0.00%

本公開買付けにより取得した議決権比率 93.30%

株式売渡請求実施後の議決権比率 100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が同社の議決権の100.00%を取得したため、当社を取得企業といたしました。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は2月28日であり、連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、同社の会計年度に係る計算書類を基礎として連結計算書類を作成しております。なお、2026年2月28日をみなし取得日とし、かつ連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、貸借対照表のみを連結しているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含めておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,135 百万円
取得原価		5,135 百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 221百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 2,530百万円

のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,367 百万円
固定資産	381 百万円
資産合計	4,749 百万円

流動負債	2,088 百万円
固定負債	56 百万円
負債合計	2,145 百万円

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) この連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

区 分	科 目	株 主 資 本				
		資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
			資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	百万円 10,836	百万円 3,000	百万円 6,254	百万円 9,254	百万円 7,022	百万円 7,022
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△1,623	△1,623
当期純利益					1,264	1,264
自己株式の取得						
自己株式の処分			19	19		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	19	19	△358	△358
当 期 末 残 高	10,836	3,000	6,273	9,273	6,664	6,664

区 分	科 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 △1,381	百万円 25,732	百万円 1,142	百万円 1,142	百万円 26,875	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△1,623			△1,623	
当期純利益		1,264			1,264	
自己株式の取得	△3	△3			△3	
自己株式の処分	59	78			78	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			381	381	381	
当 期 変 動 額 合 計	55	△283	381	381	97	
当 期 末 残 高	△1,325	25,449	1,523	1,523	26,973	

個別注記表

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

① 製品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

機器組込みソフトウェア

販売可能な見込有効期間に基づく償却方法

自社利用ソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

出荷済製品のアフターサービス費用等の発生に備え、売上高に製品保守費の実績割合を乗じた相当額に将来の保証見込みを加味した額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職一時金制度に対し退職給付信託を設定しております。

(6) 解体費用引当金

建物等の解体に伴い発生する支出に備えるため、今後発生が見込まれる費用の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日改正）を適用しており、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(1) 製品の販売

製品販売については、顧客との契約に基づき製品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

(2) 保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスに対する支配は一定の期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(3) 受託開発

受託開発による取引については、開発期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて収益を認識しております。開発完了時に一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、受託開発に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

(4) 複数要素取引

契約において、製品の販売や保守等のサービスの提供の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

- (5) 代理人取引
製品又はサービスの仕入及び販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料に見合う収益を営業収益として認識しております。
 - (6) 有償受給取引
有償受給取引について、支給された資材に対する支配が当社に移転していないと判断される場合には、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。
なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
外貨建債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。
 - (3) ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。
 - (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
デリバティブ取引の実行および管理は社内権限規定に基づき行っております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました「施設利用権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めております。

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めておりました「預り金」および「関係会社預り金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より表示方法の変更をしております。

(損益計算書関係)

当事業年度の期首より、従来「売上高及び営業収益」としていた表示科目を「営業収益」に変更しております。また、この変更に伴い「営業収益」の内訳を、「売上高」および「不動産賃貸収入」に表示を変更しております。これは、当事業年度の期首より当企業グループの不動産賃貸収入の金額的重要性が増したため、表示方法の変更を行ったものであります。

III. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 機器組込みソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

機器組込みソフトウェアの減価償却費	372百万円
機器組込みソフトウェア	872百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

機器組込みソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、販売可能な見込有効期間に基づく償却額を計上しております。

また各年度の未償却残高が、翌事業年度以降の見込販売収益の金額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用又は損失として処理しております。

②主要な仮定

見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は、見込販売数量であります。見込販売数量は過去の販売実績等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

情報通信ネットワーク関連市場は技術革新のスピードが早く、急速な技術革新の進展や激しい競争にさらされており、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いでおり、陳腐化のリスクがあります。

個別注記表

上記の通り、主要な仮定である見込販売数量は市場環境の変化に影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、情報通信ネットワーク製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、当事業年度の計算書類に計上されている機器組込みソフトウェア872百万円の範囲内で、一時に費用又は損失が発生する可能性があります。

2. 関係会社株式の評価

株式会社ニューテックに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,355百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

株式会社ニューテックの株式は、超過収益力を反映した価額で取得しております。

当社は株式会社ニューテックの株式について、市場価格のない株式等に該当するため超過収益力が減少し株式の実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には減損処理を行う方針としております。当該株式について、事業計画等により超過収益力は減少していないと判断し、超過収益力を反映させた実質価額が取得原価に比べて著しく低下していないため、減損処理を行っておりません。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎とした売上高成長率を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該関係会社の業績は将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があり、上記の主要な仮定の見直しが必要になった場合には翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,355百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2. 保証債務

サクサビジネスシステム株式会社（子会社）の東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社への買掛債務に対する保証を行っております。

22百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 1,928百万円

短期金銭債務 1,460百万円

個別注記表

4. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約

財務上の特約が付された金銭消費貸借契約については、連結計算書類の連結注記表「連結貸借対照表に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業収益	124百万円
仕入高	15,543百万円
営業取引以外の取引高(収入分)	398百万円
営業取引以外の取引高(支出分)	121百万円

2. 抱合せ株式消滅差益

2025年10月1日付で当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であったサクサシステムエンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、抱合せ株式消滅差益150百万円を特別利益として計上しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	455,952	580	19,500	437,032

- (注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求580株による増加であります。
2. 自己株式数の減少は、2025年6月26日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分19,500株による減少であります。
3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

個別注記表

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	952百万円
退職給付引当金	1,196百万円
賞与引当金	234百万円
製品保証引当金	71百万円
投資有価証券評価損	154百万円
棚卸資産評価損	26百万円
繰越欠損金	467百万円
その他	435百万円
繰延税金資産小計	<u>3,539百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,383百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△1,383百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,156百万円</u>

(繰延税金負債)

土地評価差額金	△1,498 百万円
固定資産圧縮積立金	△0 百万円
その他有価証券評価差額金	△674 百万円
その他	△30 百万円
繰延税金負債合計	<u>△2,202 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>△46 百万円</u>

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度より、顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、当社の事業内容を適切に表示するために表示方法を変更しております。

この変更に伴い、当社の営業収益は、「サクサブブランド事業」、「OEM事業」、「システム事業」および「その他事業」の4つの種類に分解し認識しております。

(単位：百万円)

	一時点で移転される財	一定の期間に渡り移転されるサービス	合計
サクサブブランド事業	14,635	303	14,939
OEM事業	13,993	21	14,014
システム事業	1,988	658	2,647
その他事業	6	—	6
顧客との契約から生じる収益	30,624	983	31,608
その他の収益	—	80	80
外部顧客への営業収益	30,624	1,064	31,688

(注) 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入は、「その他の収益」に含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、サクサブブランド事業、OEM事業、システム事業およびその他事業において、それぞれ製品の販売、保守等のサービス提供、システムの受託開発等を行っております。

(1)製品販売

当社は、主として情報通信システム機器の製品販売を行っており、製品販売において顧客との契約に基づき製品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品などを控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

当社の製品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(2)保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスについては、当社は、これらの機器を常時利用可能な状態にすることが顧客との契約に基づいた履行義務であると判断しており、従って、これらの収益は、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。

これらのサービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(3)受託開発

当社では、システム等の受託開発を行っております。

受託開発による取引については、(a)当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社の履行が資産を創出するかまたは増価させその創出または増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当社の履行が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、受託開発に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

これらの受託開発に係る対価は、収益を認識した時点から主として6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(4)複数要素取引

当社において、契約の中に機器の販売に際し、顧客に対して機器の販売とその後の保守等のサービスの提供が一つの契約に含まれる複合取引を行っております。

当該複合取引について、当社は、顧客がその機器または保守等のサービスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができ(すなわち、当製品または保守等のサービスが別個のものとなり得る)、かつ、機器またはサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である(すなわち、当該製品またはサービスが契約の観点において別個のものである)と判断しているため、機器の販売と保守等のサービスの提供は、別個の履行義務として識別しております。

その提供の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

(5)代理人取引

当社が製品またはサービスの仕入および販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料を営業収益として認識しております。当社が当該製品またはサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かの判断にあたっては、(a)当該財またはサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している、(b)当該財またはサービスが顧客に移転される前、または支配が顧客へ移転した後に在庫リスクを有している、(c) 当該財またはサービスの価格の設定において裁量権があるか否かを考慮しております。

(6)有償受給取引

有償受給取引については、当社としては支給材に対して支配を有しておらず、支給した資材の余材は、支給元が買い戻すこと、もしくは処分に伴う損失の支給元負担について契約上で保証していると判断できるため、加工代相当額のみを純額で収益として認識することとしております。

個別注記表

IX. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	沖電気工業株式会社	被所有 直接 14.0%	製品の外注加工等	製品の製造受託 (注1)	1,563	受取手形、売掛金及び契約資産	668
						電子記録債権	487
						未収入金	62
子会社	株式会社システム・ケイ	所有 直接 100.0%	営業取引、および資金の貸付	配当金の受取	102	-	-
				資金の貸付(注2)	500	関係会社短期貸付金	250
				利息の受取(注2)	2	-	-
子会社	株式会社ソニア	所有 直接 100.0%	資金の貸付、土地の取得および債務被保証	資金の貸付(注2)	920	関係会社短期貸付金	-
				利息の受取(注2)	14	-	-
				土地の取得(注3)	912	-	-
				債務被保証(注4)	933	-	-
子会社	サクサテクノ株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の製造、資金の貸付、および土地等の取得	製品の仕入(注1)	14,999	買掛金	1,318
				原材料の有償支給等(注1)	50	未収入金	1,365
				資金の貸付(注2)	800	関係会社短期貸付金	288
						関係会社長期貸付金	252
				配当金の受取	176	-	-
				利息の受取(注2)	10	-	-
				土地および建物の取得(注3)	247	-	-

個別注記表

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サクサビジネスシステム株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の販売、および資金の預り	配当金の受取	79	—	—
				資金の預り(注2)	100	関係会社預り金	100
				利息の支払(注2)	1	—	—

- (注) 1. 製品の仕入および原材料の有償支給については、市場価格等を参考に決定しております。
 2. 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
 3. 土地および建物の取得については、市場価格等を勘案し交渉の上、決定しております。
 4. 当社の銀行借入に対する債務保証であり、保証料の支払を行っておりません。

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,548円06銭
- 1株当たり当期純利益 72円66銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算定しております。

XI. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

固定資産の譲渡については、連結計算書類の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(株式分割および定款の一部変更)

株式分割および定款の一部変更については、連結計算書類の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

XII. その他の注記

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

連結子会社の吸収合併については、連結計算書類の連結注記表「その他の注記（企業結合等関係）」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(取得による企業結合)

取得による企業結合については、連結計算書類の連結注記表「その他の注記（企業結合等関係）」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(注) この計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。